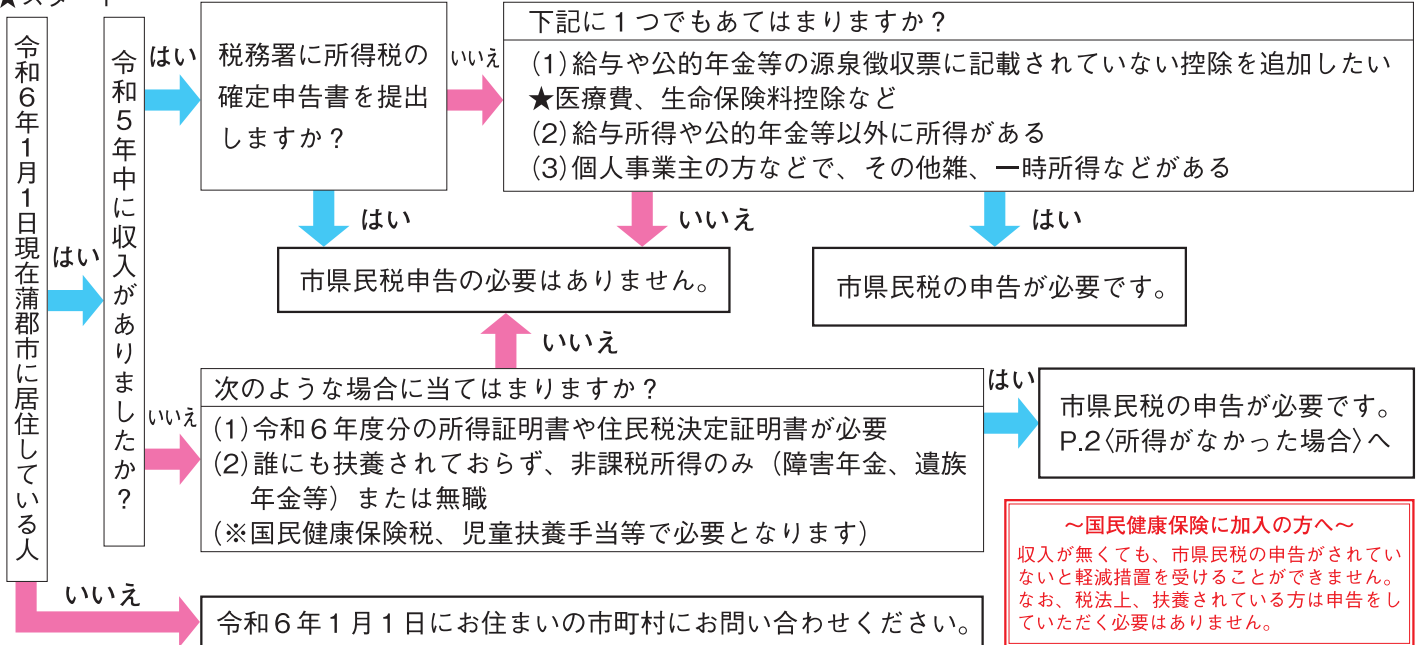


令和6年度 市民税・県民税の申告の手引き

市民税・県民税申告書は、あなたの市民税・県民税を算出する基礎となるものです。
正しく記入し、**期限（3月15日）**までに提出してください。
申告会場の混雑を避けるため申告書の郵送提出にご協力ください。

市県民税申告が必要な方

★スタート



申告（相談）受付日程

申告期間	受付時間	申告会場
2月1日（木）	午前9時～午後4時	三谷公民館 （2階第3集会室）
2月2日（金）		大塚公民館（3階ホール）
2月6日（火）		形原公民館 （1階大ホール）
2月7日（水）		西浦公民館（2階講堂）
2月8日（木）		蒲郡市民体育センター
2月9日（金）		
2月14日（水）～3月15日（金） （土、日、祝を除く） ※ただし、2月24日（土）は開場 受付時間：午前9時から正午まで		

申告（相談）受付は、事前予約制です。下記より前日17時（土、日、祝を除く）までにご予約ください。
※市役所窓口では申告（相談）の受付は行いません（すべて記入済みの申告書の提出はできます）。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/zeimu/r6shinkoku.html>



申告についての問い合わせ先

蒲郡市役所 総務部税務課 市民税係

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号 / 電話（0533）66-1116（直通）

市民税・県民税申告書の提出期間は

2月16日から3月15日までです。

所得金額

(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間について記入してください。)

《所得がなかった場合》

(1) 表面⑳に「0」と記入してください。

合	計	㉓	0
---	---	---	---

(2) 裏面右下の「16 所得がなかった場合の記載欄」の該当するものに「○」をつけてください。

16 所得がなかった場合の記載欄

1 扶養(援助)されていた。扶養者：(氏名) (続柄)
(同居 別居・住所)

2 失業中であった。(失業期間 ~) (雇用保険有・無)

3 病気療養中であった。

4 非課税所得があった。遺族年金 障害年金 その他()

5 学生であった。令和6年1月1日現在の学校名()

6 その他 預貯金・()

事業(営業等・農業)、不動産所得のある方

事業	営業	販売、製造、サービス業、外交員、内職、作家、漁業などから生ずる所得
	農業	農作物、酪農、果樹などから生ずる所得
不動産		地代、家賃、権利金などから生ずる所得

・営業・農業・不動産それぞれについて、裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面の①②⑤に、所得金額を表面の⑯⑰⑳に記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業・農業 不動産		円	円	円
営業・農業 不動産				

事	営	業	等	①	円
業	農	業		②	
不	動	産		⑤	

所得金額を記入
(所得金額＝収入金額－必要経費－専従者控除額－青色申告特別控除額)

事	営	業	等	⑯	
業	農	業		⑰	
不	動	産		⑳	

※事業専従者がいる場合は、裏面「11 事業専従者に関する事項」をご記入ください。

利子所得

公社債や預貯金の利子などの所得

収入金額＝利子所得の金額(源泉分離課税は除く)

・表面⑥および㉒に記入してください。

配当所得

株式や出資の配当などの所得

収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額

・表面⑦および㉒、裏面「8 配当所得に関する事項」に記入してください。

給与収入のある方 給与、賞与、賃金、パート収入など

- ・収入金額を表面の⑧に記入してください。
「収入金額」＝源泉徴収票の「支払金額」
※複数の給与がある場合はすべて合算してください。
- ・給与所得を表面の②③に記入してください。
「給与所得」＝源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
給与所得は下記の計算表を用いて算出してください。
- ・源泉徴収票がない場合は、裏面「6 給与所得の内訳」に記入してください。
合計金額が収入金額等です。

令和 年分 給与所得の源

支払を受ける者	住所又は存在	氏名	職名	収入金額	給与所得控除後の金額
				円	円

1 収入金額等	事業	①		
	農業	②		
	不動産	⑤		
	配当	⑥		
	給与	⑧		
	公的年金等	⑩		
	雑所得	⑥①		
	短期	⑫		
	長期	⑬		
	一時	⑭		
	2 所得金額	事業	⑮	
		農業	⑰	
		不動産	⑲	
		配当	⑳	
給与		㉓		
公的年金等		㉔		
雑所得		㉖		
その他		㉗		
合計		㉘		
総合譲渡・一時		㉙		

【給与所得計算表】

給与等の収入金額(税込み)	円	A
Aの金額	給与所得の金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4 (千円未満切捨て) = B	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円 (上限)	

所得金額調整控除

- 給与収入金額が850万円超で、次の(1)～(3)にあてはまる方は④に1と記入してください。
 - (1) 23歳未満の扶養親族を有する
 - (2) あなたが特別障害者である
 - (3) 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する
 (給与収入 - 850万円) × 0.1 = 「所得金額調整控除額 (最大15万円)」
- ・ 裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に扶養親族の氏名等を記入し、求めた調整控除額を給与所得から差し引き、表面の②③に記入してください。
- 給与所得と公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える方は④に2と記入してください。
 - ・ 給与所得から所得調整控除を差し引き、表面の②③に記入してください。
{給与所得 (10万円を限度) + 公的年金等雑所得 (10万円を限度)} - 10万円 = 控除額
- 上記2つに当てはまる場合は④に3と記入してください。

公的年金等収入のある方

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など

- ・公的年金等収入金額を表面の⑩に記入してください。
「収入金額」＝源泉徴収票の「支払金額」
- ※複数の年金がある場合はすべて合算してください。
- ・下記の公的年金の計算表を用いて、所得を算出し、表面の所得金額⑭、⑮に記入してください。
- ※遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので、合算しないでください。

合計 (⑭ + ⑮ + ⑯)	⑰		
-------------------	---	--	--

【公的年金の所得計算表】

●昭和34年1月2日以後に生まれた方（65歳未満の方）

Aの金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超～ 2,000万円以下	2,000万円超	
～ 400,000円	0円	0円	0円	
400,001円～ 500,000円			A - 500,000円	A - 400,000円
500,001円～ 600,000円				
600,001円～1,299,999円	A - 600,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円	
1,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円	
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円	
7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円	
10,000,000円～	A - 1,955,000円			

●昭和34年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）

～ 900,000円	0円	0円	0円	
900,001円～1,000,000円			A - 1,000,000円	A - 900,000円
1,000,001円～1,100,000円				
1,100,001円～3,299,999円	A - 1,100,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円	
3,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円	
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円	
7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円	
10,000,000円～	A - 1,955,000円			

他の所得にあてはまらない所得（その他雑所得）

原稿料や生命保険契約に基づく個人年金の所得など

その他雑所得の収入金額 - 必要経費 = その他雑所得

- ・裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入し、収入金額を表面の⑳または㉑に、所得金額を表面の㉒または㉓に記入してください。
- ・業務に係る雑所得とは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものが該当します。
- ・その他雑所得とは、公的年金等や業務以外のものが該当します。
- ・公的年金等、業務、その他所得をすべて合算して㉔に記入してください。

総合譲渡所得

土地、建物、株式等以外の資産を譲渡したことによる所得

●短期譲渡所得（保有期間が5年以内の資産の譲渡）

総収入金額 - 資産の取得価格などの経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額

●長期譲渡所得（保有期間が5年を超える資産の譲渡）

(総収入金額 - 資産の取得価格などの経費 - 特別控除額) × 1/2 = 譲渡所得の金額

※特別控除額は(総収入金額 - 必要経費)か50万円のいずれか少ない方です。

特別控除額は短期譲渡と長期譲渡あわせて最大50万円です。

- ・申告書表面㉕㉖および㉗、裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。

一時所得

生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得

(総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1/2 = 一時所得の金額

※特別控除額は(総収入金額 - 必要経費)か50万円のいずれか少ない方です。

- ・申告書表面㉘および㉙、裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。

所得から差し引かれる金額

雑損控除 災害、盗難等により住宅や家財などに損害を受けた場合

次の(1)または(2)のいずれか多い方の金額 = 控除額

(1) 差引き損失額 - 総所得金額等 × 10%

(2) 差引き損失額のうち災害関連支出金の金額 - 5万円

※ 差引き損失額 = 「損害金額」 - 「保険金等補填金額」

- ・ 表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑩に必要事項を記入し、算出した控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」⑩に記入してください。

医療費控除 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったとき

● 通常の医療費控除

支払った医療費 - 保険金等で補填される金額 - A = 控除額 (上限200万円)

※ A = 申告書の②⑦の金額の5%と100,000円のいずれか低いほう

● セルフメディケーション税制

スイッチOTC医薬品の購入金額 - 保険金等で補填される金額 - 12,000円 = 控除額 (上限8万8千円)

※ 通常の医療費控除の適用かセルフメディケーション税制の適用かどちらか一方を選択してください。

- ・ 表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑪に支払った医療費の金額等を記入し、算出した控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」⑪に記入してください。

社会保険料控除 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料などの支払った保険料

支払った金額の全額 = 控除額

- ・ 表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑫に支払った金額を記入し、合計額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」⑫に記入してください。

小規模企業共済等掛金 小規模企業共済掛金、確定拠出法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金などの支払った掛金

支払った金額 = 控除額

- ・ 所得から差し引かれる金額⑬に支払った額の合計額を記入してください。

生命保険料控除 生命保険、簡易保険、個人年金などの保険料

下記の生命保険料控除の計算表で求めた額 = 控除額

- ・ 表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の④⑬、⑤⑭～⑤⑯に支払った保険料の計をそれぞれ記入してください。

④ 生命保険料控除	□ 新契約	生命保険料の計	⑤⑥	円	旧契約	生命保険料の計	④④	円
		個人年金保険料の計	⑤⑦	円		個人年金保険料の計	④⑤	円
		介護医療保険料の計	⑤⑧	円				

- ・ 下記の生命保険料控除の計算表から算出した生命保険料控除額を表面右欄④「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。

【生命保険料控除の計算表】

	●旧契約分 (平成23年12月31日以前に締結した契約分)		●新契約分 (平成24年1月1日以後に締結した契約分)	
種類	一般生命保険料・個人年金保険料		一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料	
限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円		それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円	
控除額計算表	年間の支払額	控除額	年間の支払額	控除額
	15,000円まで	支払額	12,000円まで	支払額
	15,001円～40,000円	支払額 ÷ 2 + 7,500円	12,001円～32,000円	支払額 ÷ 2 + 6,000円
	40,001円～70,000円	支払額 ÷ 4 + 17,500円	32,001円～56,000円	支払額 ÷ 4 + 14,000円
	70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円

※ 新契約と旧契約の双方について一般生命保険料または個人年金保険料の控除を受ける場合は、28,000円が限度額です。

地震保険料控除 地震保険契約や、旧長期損害保険契約の保険料

下記の地震保険料控除の計算表で求めた額＝控除額

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の④⑥・④⑦に支払った保険料の計をそれぞれ記入してください。

④⑤ 地震保険料控除	□ 料控除	地震保険料		旧長期損害保険料	
		合計 ④⑦	円	合計 ④⑥	円

- ・下記の地震保険料控除の計算表から算出した地震保険料控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑤に記入してください。

【地震保険料控除の計算表】

地震保険料支払額計		旧長期損害保険料支払額計	
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額
50,000円まで	支払った保険料の全額 ÷ 2	5,000円まで	支払った保険料の全額
50,001円以上	一律25,000円	5,001円～15,000円	支払った保険料の全額 ÷ 2 + 2,500円
		15,001円以上	一律10,000円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払いがある場合は合計額（上限25,000円）

※一つの契約が地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当するときは、いずれか一つのみ該当するものとして計算します。

寡婦、ひとり親控除 寡婦、ひとり親ともに合計所得が500万円以下で、令和5年12月31日現在、下記の条件にあてはまる方

「寡婦」＝控除額 26万円

- (1) 夫と死別した後、再婚していない方や夫が生死不明の方
 - (2) 夫と死別・離婚した後、再婚していない方や夫が生死不明の方で、総所得金額等が48万円以下の子以外の扶養親族を有する方
- ※(1)、(2)ともに事実上婚姻関係と認められる者がいないこと

「ひとり親」＝控除額 30万円

- (1) 現に婚姻していない方や配偶者が生死不明の方のうち事実上婚姻関係と認められる者がいない方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑦の該当区分にチェックし、上記にあてはまる控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑦に記入してください。

勤労学生控除 あなたが特定の学校の学生、生徒で、所得75万円以下、かつ勤労によらない所得が10万円以下の方

勤労学生控除＝26万円

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑧-1に学校名を記入し、控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑧に記入してください。
- ※障害者控除額もある方は、合計額を記入します。

障害者控除 令和5年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき

障害者控除額＝26万円、特別障害者控除額＝30万円、同居特別障害者控除額＝53万円

※特別障害は、身体1・2級、精神1級、療育A判定の方などが該当します。

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑧-2に該当の方の氏名等を記入し、控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑧に記入してください。
- ※勤労学生控除もある方は、合計額を記入します。

扶養控除 令和5年12月31日現在、あなたに控除対象扶養親族がいる場合

下記の表で求めた額＝控除額

- ・あなたと生計を一にする親族のうち、令和5年分の合計所得金額が48万円以下の者がいる場合は、控除が受けられます。(事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている者を除く)
 - ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の④に扶養親族の氏名等を記入し、控除額の合計を表面右側「4 所得から差し引かれる金額」④に記入してください。
- なお、別居している場合には、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。

区 分		備 考	控 除 額
扶 養 親 族	一 般	平成17年1月2日～平成20年1月1日の間、または 昭和29年1月2日～平成13年1月1日の間に生まれた方	33万円
	特 定	平成13年1月2日～平成17年1月1日の間に生まれた方	45万円
	老 人	昭和29年1月1日以前に生まれた方	38万円
	同居老人等	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、同居している方	45万円
	16歳未満	平成20年1月2日以降に生まれた方	※

※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、均等割および所得割の非課税判定等に必要です。表面左欄の「16歳未満の扶養親族」に該当の方の氏名等をご記入ください。

配偶者控除・配偶者特別控除 あなたと配偶者の合計所得金額に応じて控除が受けられます。

下記の表で求めた額＝控除額

		あなたの合計所得金額			
		900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額		控除額			
配偶者 控 除	48万円以下	33万円	22万円	11万円	控除額なし※1
	老人	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別 控 除	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円		

※1 同一生計配偶者に該当します。障害者控除の適用を受けることができます。表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の同一生計配偶者にチェックしてください。

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑨・④⑩・④⑪に配偶者の方の氏名等を記入し、控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③または④⑩に記入してください。

基礎控除 合計所得金額に応じて控除が受けられます。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～ 2,450万円以下	2,450万円超～ 2,500万円以下	2,500万円超～
基 礎 控 除	43万円	29万円	15万円	控除額なし

寄附金税額控除 法令で定められた寄付をした方

- ・裏面「13 寄附金に関する事項」に寄付金額（支払い金額）を記入してください。

